

## (9) いじめ防止基本方針

平成26年3月7日策定  
平成26年11月21日改訂  
平成28年2月15日改訂  
平成29年2月14日改訂  
平成30年2月19日改訂  
平成31年2月4日改訂  
令和2年2月12日改訂

# いじめ防止基本方針

佐渡市立金井小学校

## 1 いじめの定義といじめに対する基本的な考え方

### (1) いじめの定義

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものと定義する。なお、起こった場所は学校の内外を問わない。（「いじめ防止対策推進法」より）

- ① 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、法が制定された趣旨を十分踏まえ、行為の対象となった者の立場に立って行うこと。特に、いじめには多様な態様があることに鑑み、いじめに該当するか否かの判断に当たり、定義のうち「心身の苦痛を感じているもの」との部分限定して解釈されることのないようにすること（例えば、いじめられていても本人がそれを否定することが多々あることを踏まえ、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。）。
- ② 「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒や、塾やスポーツクラブ等当該児童生徒がかかわっている仲間や集団（グループ）など、当該児童生徒が有する何らかの人間関係を指す。
- ③ 「物理的な影響を与える行為」には、身体的な影響を与える行為のほか、金品をたかったり、物を隠したり、嫌なことを無理矢理させたりすることなども含まれる。
- ④ 「行為」には、「仲間外れ」や「無視」など、直接的に関わるものではないが、心理的な圧迫等で相手に苦痛を与えるものも含まれる。
- ⑤ けんかやふざけ合い、暴力行為等であっても、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。

### (2) いじめに対する基本的な考え方

いじめ問題に迅速かつ組織的に対応するために、いじめに対する認識を全教職員で共有する。そして、いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものという基本認識に立ち、すべての児童生徒を対象に、いじめに向かわせないための未然防止・早期発見・早期対応に取り組む。

## 2 学校におけるいじめ防止等の対策のための組織

### (1) いじめ防止対策委員会

校長、教頭、教務主任、生活指導主任、養護教諭、特別支援教育部（特別支援教育推進委員）、学年部主任、学校医、駐在所、臨床心理士からなる、いじめ防止等の対策のためのいじめ防止対策委員会を設置し、必要に応じて委員会を開催する。

## (2) いじめ防止対策委員会の役割

- いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間指導計画の作成・実施・検証・修正（PDCA）の中核となる。
- いじめの相談・通報の窓口となり、いじめの疑いに関する情報があったときは、学校が組織的に対応するための中核となる。
- 児童の問題行動等の情報を収集し、記録し、全教職員で共有が図れるようにする。

## 3 いじめ未然防止のための取組（※年間指導計画は別表）

### (1) 学級経営の充実

- 「学び合い」を授業に積極的取り入れ、授業において人間関係作り能力等の社会性の育成を図る。＜学級担任、級外職員＞
- 全ての児童が活躍でき、他者の役に立っていると感じる機会を設ける等、互いを認め合える集団づくりに努める。＜学級担任、学年部＞
- 「分かる・できる授業」の実践に努め、児童一人一人が成就感や充実感をもてる授業の実践に努める。＜学級担任、級外職員＞

### (2) 道徳教育の充実

- 「生きるシリーズ」等を道徳の授業で活用し、人権教育を行う。＜学級担任、学年部＞
- 12月の学習参観で、人権に関する全校一斉道徳授業を行い、保護者への啓発も図る。＜学級担任、学年部＞
- 全ての教育活動において道徳教育及び体験活動を充実させ、人権尊重の精神や思いやりの心などを育てる。＜全職員＞
- 教職員自らの言動が児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、言語環境の整備に努める。＜全職員＞

### (3) 相談体制の整備

- 毎月1回の「心の健康チェック」後に学級担任により教育相談を行い、児童一人一人の理解に努める。＜生活指導部、学級担任＞
- 学校医やスクールカウンセラーとの連携を図り、教育相談の充実に努める。＜教頭＞

### (4) 異学年活動の実施

- ペア学年活動（1-6年、2-4年、3-5年）や縦割り班活動の中で、協力したり協調したりすることを学習し、自治的能力や主体的態度を育成する。＜各学年、清掃指導担当＞

### (5) インターネット等を通じて行われているいじめに対する対策

- ① ネットいじめとは
  - ・ 文字や画像を使い、特定の児童の誹謗中傷を不特定多数の者や掲示板等に送信する
  - ・ 特定の児童になりすまし社会的信用を貶める行為をする

- ・ 掲示板等に特定の児童の個人情報を掲載する 等

② 実態の把握

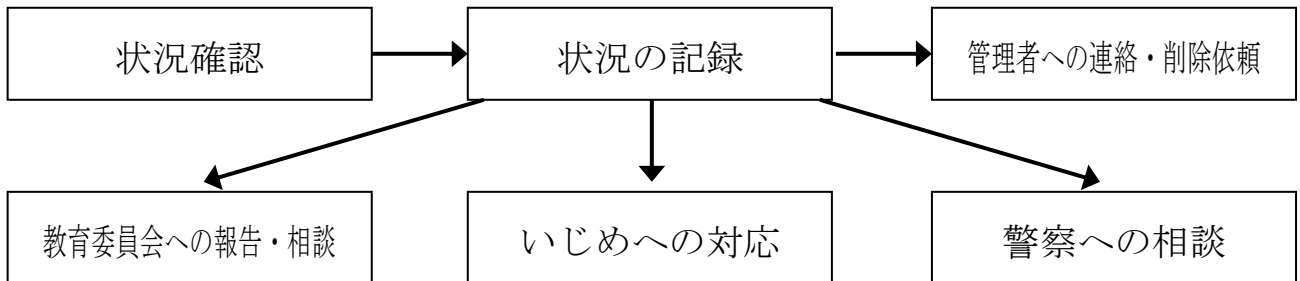
- 全校児童のインターネットに関する使用状況調査を行う。〈生活指導部〉
- 学校生活アンケートや児童との面談、保護者との情報交換（学級懇談、個別懇談、連絡帳等）により、具体的な実態を把握する。〈学級担任、学年部〉

③ ネットいじめの予防

- 教科や学級活動、集会等における情報モラル教育の充実を図る。〈情報教育主任、生活指導主任、学級担任、学年部〉
- 保護者に対し学習参観やPTA活動等において、必要な情報モラル教育及び啓発活動を行う。（フィルタリング、保護者の見守り、家庭内ルールの作成等）〈学級担任、PTA事務局〉
- インターネット利用に関する職員研修を実施する。〈生活指導部〉

④ ネットいじめへの対処

- 被害児童（保護者）からの訴えや県のネットパトロールの情報などにより、不適切な書き込みを発見した場合は、次の手順により対処する。〈いじめ不登校対策委員会〉



- 本基本方針を活用した校内研修を実施し、いじめの問題について、全ての教職員で共通理解を図る。〈生活指導部〉

- ・ いじめ認知能力を高める研修
- ・ 生活指導上の問題に対する指導スキルや対処能力を高める研修
- ・ 事例研究
- ・ スクールソーシャルワーカーやカウンセラー等の専門家を講師とした研修 等

(7) 学校相互間の連携協力体制の整備

- 中学校や保育園と情報交換や交流学习を行う。〈生活指導主任〉

(8) 学校におけるいじめの防止等の取組の点検・充実

- いじめの実態把握の取組状況等、学校における取組状況を点検するとともに、県教育委員会より出されている「いじめ発見チェックリスト」等の活用を通じ、学校におけるいじめ防止等の取組の充実を目指す。〈学校評価担当〉

## 4 いじめ早期発見のための取組（※年間指導計画は別表）

(1) 相談窓口の周知

- 児童及び保護者がいじめに係わる相談を容易に行うことができるよう、学校及び教育委員会のいじめ相談窓口を明確にし、周知を図る。〈生活指導主任〉
- 些細なことでも相談できるよう児童、保護者、学校の信頼関係を築くよう努める。保護者からの相談には、家庭訪問や面談により迅速かつ誠実な対応に努める。

〈学級担任を中心として全職員〉

- スクールカウンセラーの活用を促す。児童からの相談内容に応じて、当該担任との情報交換をし、解決に向けた指導・支援を行う。 <スクールカウンセラー、学級担任>

## (2) 毎月「心の健康チェック」の実施

毎月「心の健康チェック」を実施する。（アンケートは家庭で記入し、個別封筒に入れて提出）  
また、アンケートをもとに、一人一人の児童と直接話をして、思いをくみ取る。 <生活指導部>  
※アンケート用紙（原本）は、5年間保管する。

## (3) 定期的な児童の情報交換

学期1回「子どもを語る会」を開催し、全教職員で配慮を要する児童について、現状や指導についての情報交換及び共通理解を図る。また、毎月の職員会議において、定期的に児童の情報交換を行う。

<生活指導部>

## (4) 日常における情報収集

- 休み時間や放課後の課外活動の中で児童の様子に目を配り、ささいな兆候であってもいじめではないかとの危機意識をもって積極的な認知に努める。 <学級担任を中心に全職員>
- 学校生活アンケートや日記などから交友関係や悩みを把握する。 <学級担任>
- 職員間の情報交換を日常的に行う。 <全職員>
- 「子どもとともに1・2・3運動」を実施する。 <学級担任>
  - 1日目：欠席理由についての確認
  - 2日目：現状や容態についての把握
  - 3日目：家庭訪問

<教師の「いじめ発見チェックリスト」>

1 いじめは、「どの学級にも起こりうる」という危機意識をもつ。

(1) 特に次のような子どもに配慮する必要がある。

- ・ 日常的にからかわれる
- ・ 発言や行動に笑いが起きる
- ・ 服が汚れていたり靴の跡がついている
- ・ 持ち物がなくなったりこわされたりする
- ・ 服装や行動が派手である
- ・ 動作が遅い
- ・ 落書きをされる
- ・ 周りからよく注意をされる
- ・ 目立つ

(2) 集団の中に次の様子が見られる。

- ・ からかいやふざけあいがある
- ・ 乱暴な言葉遣いがある
- ・ わざといっしょにはしゃいでいるように見える
- ・ プロレスごっこをしている
- ・ 使い走りをさせられている子がいる
- ・ 「ズボンおろし」がある（即報告）

2 見逃さない敏感さを常に持ち、例えば次のような行動に気を配る。

- ・ 清掃時、みんなが嫌がる場所をいつも一人でしている
- ・ 歩いているとき、突然後ろから飛びつかれる
- ・ 休み時間に一人でいる
- ・ 保健室によく行く
- ・ 元気がなく、体調不良を訴える
- ・ 遅刻や欠席が多い

- ・ 朝から元気に質問する子がしなくなった等、これまでと様子が違う
- 3 子どもとの生活の時間をできるだけ多くもつ。
    - ・ 清掃、始業時、休み時間、昼休み、放課後などできるだけ多くの時間、子どもの中において生活を共有する
    - ・ 下校時、児童生徒玄関付近での様子や帰っていくグループの様子を見守る
  - 4 教育相談等、教師と子ども一人一人とのコミュニケーションの場を設ける。
  - 5 個人の内省ノートやグループノートなどを活用する。
    - ・ 励ましの言葉を記入し、教師と子どもの人間関係を深める
    - ・ 落書きなどに十分注意し、子どもの小さな心の変化をつかむ
  - 6 子どもは動作や表現に注意する。
    - ・ 「先生、ああ、いいです。」と教師に働きかけてから話を中断する。
    - ・ 級友に作品などをこわされたのに、自分でこわしたという
  - 7 作文やアンケート、検査などを活用する。
    - ・ 交友関係の実態や孤立している子どもの実態を把握する
    - ・ 「一緒に班になりたくない人」などのマイナスイメージの検査は使用しない
  - 8 日常のトラブルやけんかななどの処置は慎重に行う
    - ・ いじめた子どもの方が状況説明がうまいことの方が多いので注意する
    - ・ トラブルの多い子どもは先入観で処理されやすいので注意する
  - 9 保護者からの訴えには耳を傾け、その背景も知るよう努力する。
    - ・ 保護者が学校に来る決断をしたことの重みを受け止め、訴えを真摯に聴き、保護者の心配やいかりの気持ちを受け止める
    - ・ 保護者は学校以外の場面での子どもの状態を把握しているので、教師は学校で接している子どもの様子に惑わされないように話を聴く
    - ・ 保護者と学校で情報をすりあわせ、事実の確認作業をする
    - ・ 子どもの理解不足や教育方針の問題などを保護者から指摘された場合でも、興奮せずに冷静に対処する。
    - ・ 早急に学校としてどのような対応をとるのか具体的に保護者に説明し、折に触れてその後の状況を保護者に連絡する
  - 10 欠席や遅刻・早退・学力低下などの要因調べは多面的に行う。
  - 11 物かくしなどの陰湿で過度のいたずらは徹底して指導し、連鎖反応を起こさないようにする。
  - 12 すべての教職員が一致協力して行動し、チームで対応する。
    - ・ 学校における「いじめの実態」といじめ発生時の対応（緊急の対応、長期的対応）をどうするのか、教職員が共通理解しておく

- ・ 一つの「いじめ」の発見は、他の多数のいじめに関わるできごとがあるという危機意識をもつ（ハインリッヒの法則）

参考「生徒指導上の諸問題の現状と今後の取組」（平成27年度 新潟県教育委員会義務教育課）より

## 5 いじめに対する早期対応（※いじめに対する措置参照）

- (1) いじめに関する相談を受けた場合、個々の職員で抱え込まず速やかに管理職に報告し、事実の有無を確認する。＜担任・いじめを発見した職員＞
  - (2) いじめの相談・通報を受けた場合は、事実の有無にかかわらず市教育委員会に報告する。  
＜教頭＞
  - (3) いじめの事実が確認された場合は、いじめ防止対策委員会を開き、対応を協議する。必要に応じて、学校医、スクールカウンセラー、教育委員会等関係諸機関と連携して課題解決に臨む。  
＜いじめ防止対策委員会＞
  - (4) いじめをやめさせ、その再発を防止するため、形式的な謝罪や指導で終わらせず、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言、学級への働きかけを継続的に行う。＜学級担任・生活指導主任＞
- ① いじめられた児童とその保護者への支援
    - ア いじめられた児童への支援  
いじめられた児童の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに全力で守り抜くという「いじめられた児童の立場」で継続的に支援する。
      - ・ 安全、安心を確保する
      - ・ 心のケアを図る
      - ・ 今後の対策について、共に考える
      - ・ 活動の場等を設定し、認め、励ます
      - ・ 温かい人間関係を作る
    - イ いじめられた児童の保護者への支援  
いじめ事案が発生したら、複数の教職員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えられるようにする。
      - ・ じっくりと話を聞く
      - ・ 苦痛に対して本気になって精一杯の理解を示す
      - ・ 親子のコミュニケーションを大切にするなどの協力を求める
  - ② いじめた児童への指導またはその保護者への支援
    - ア いじめた児童への支援  
いじめは決して許されないという毅然とした態度で指導するとともに、いじめた児童の内面を理解し、他人の痛みを理解できるようにする指導を根気強く行う。
      - ・ いじめの事実を確認する
      - ・ いじめの背景や要因の理解に努める
      - ・ いじめられた児童の苦痛に気付かせる
      - ・ 今後の生き方を考えさせる
      - ・ 必要がある場合は適切に懲戒を行う
    - イ いじめた児童の保護者への支援  
事実を把握したら速やかに面談し、丁寧に説明する。

- ・ 児童や保護者の心情に配慮する
- ・ いじめた児童の成長につながるように教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。
- ・ 何か気付いたことがあれば報告してもらう

ウ 保護者同士が対立する場合などへの支援

教職員が間に入って関係調整が必要な場合には、中立・公平性を大切に対応する。

- ・ 双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聴き、寄り添う態度で臨む
- ・ 管理職が率先して対応する
- ・ 教育委員会や県警機関と連携し、解決を目指す

③ いじめが起きた集団への働きかけ

被害・加害児童だけでなく、おもしろがって見ていたり、見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちでいじめの問題を解決する力を育成していく。

- ・ 勇気を持って「いじめはだめだ」と言えるような児童の育成に努める
- ・ 自分の問題として捉えさせる
- ・ 自己有用感が味わえる集団作りに努める

④ いじめの解消について

いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできない。いじめが「解消している」状態とは、次の少なくとも2つの要件が満たされている必要がある。

- ・ いじめに係る行為が止んでいること

いじめを受けた児童生徒に児童生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。学校いじめ対策組織において、さらに長期の期間が必要であると判断した場合は、より長期の期間を設定するものとする。

教職員は、相当の期間が経過するまでは、いじめを受けた、いじめを行った児童生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で学校いじめ対策組織において判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

- ・ いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないことを本人及び保護者に面会等で確認し、認められること。

これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。いじめが「解消している」状態とは、あくまで、ひとつの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、各教職員は、当該いじめのいじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒については、日常的に注意深く観察しなければならない。

- (5) いじめを受けた児童が安心して教育を受けられるために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う等の措置を講ずる。

＜学級担任・管理職＞

- (6) 事実に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。＜管理職＞

- (7) 犯罪行為として取り扱うべきいじめについては、教育委員会及び警察署等と連携して対処する。＜管理職＞

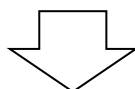
- (8) **学校運営協議会**やPTA等を活用し、いじめの問題など学校が抱える問題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組み作りを推進する。＜管理職・生活指導主任＞

## 6 重大事態への対処

### (1) 重大事態の定義

- ア いじめにより児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められる場合  
イ いじめにより児童が相当の期間学校を欠席する（年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席している場合も含む）ことを余儀なくされている疑いがあると認められる場合  
ウ 児童や保護者から「いじめられて重大事態に至った」という申立てがあった場合

（「いじめ防止対策推進法」より）



#### 【重大事態の具体的内容】

- ① 児童生徒が自殺を企図した場合
- ② 身体に重大な傷害を負った場合
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合
- ④ 精神性の疾患を発症した場合（ズボン降ろしを含む）
- ⑤ 一定期間（年間30日を目安）連続して欠席しているような場合

### (2) 重大事態への対処＜管理職＞

- 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。（第三者の参加）
- 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。
- 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。
- 上記調査結果を、市教育委員会に報告し、調査結果を踏まえた必要な措置を速やかに講ずる。

＜別表＞いじめ防止対策年間指導計画



指導等の内容			
	教職員の活動	児童の活動	保護者への活動
4月	○いじめ防止基本方針についての検討【いじめ防止対策委員会】 ○いじめ対策に関わる共通理解【職員会議】 ○前年度の各学級の個別の指導計画の確認	○縦割り班清掃（通年） ○心の健康チェック（通年） ○学級開き・学級ルール作り【学級活動】 ○行事を通した人間関係作り【1年生を迎える会】	○いじめ対策についての説明・啓発【PTA 総会・学年懇談会】 ○保護者との情報交換【家庭訪問】
5月	○各学級の個別の指導計画作成（該当児童のみ、子どもを語る会までに）	○行事を通した人間関係作り【運動会】 ○ペア学年活動【運動会】	
6月	○教育相談 ○子どもを語る会	○行事を通した人間関係作り【6年修学旅行】 ○異学年活動（1～4年、中学生）【ハートフルアクション】 ○行事を通した人間関係作り【5年宿泊体験】	
7月	○学期末児童アンケート		○保護者との情報交換【個別懇談会】
8月	○生徒指導に関する研修		
9月		○行事を通した人間関係作り・縦割り班活動【秋遠足】	
10月		○行事を通した人間関係作り【文化祭】	
11月	○教育相談 ○子どもを語る会	○児童会活動【チャレンジ祭り】 ○異学年活動（5・6年、中学生）【ハートフルアクション】	○いじめ対策についての啓発【就学時健康診断】
12月	○学期末児童アンケート ○全校一斉道徳授業（人権） ○生徒指導に関する研修		○保護者との情報交換【学習参観・学年懇談会】
1月	○教育相談		
2月	○子どもを語る会 ○いじめ防止基本方針の見直しと次年度の計画立案	○児童会活動【大縄大会】 ○鼓隊・委員会引継	○保護者との情報交換【学年懇談会】
3月	○学期末児童アンケート	○行事を通した人間関係作り【6年生を送る会・鼓隊引継式】	

※ 毎月の職員会議で児童の情報交換を行う。

【いじめに対する措置（緊急時の組織的対応）】

